

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター

支部設置規則

(目的)

第 1 条 この規則は、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター（以下「当法人」という。）定款第 4 6 条第 1 項の規定に基づき、支部に関する事項を定めるものとする。

2 支部は、その定めた区域内に事務所を有する正会員をもって支部会員（以下「会員」という。）とし、当法人定款第 5 条の事業を円滑ならしめるため会員相互の資質の向上並びに緊密なる連絡、調整、親睦を図ることを目的とする。（名称及び区域）

第 2 条 支部の名称及び区域は、理事会の決議により定める。

(事務所)

第 3 条 支部には事務所を置く。

(支部規程)

第 4 条 当法人定款に別段の定めのある場合を除き、必要な事項は別に支部規程で定める。

2 前項の支部規程を定め、又はこれを変更するには、理事会の承認を受けなければならない。

(支部の役員)

第 5 条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1 名
- (2) 副支部長 3 名以内
- (3) 幹事 20 名以内
- (4) 監事 2 名以内
- (5) 支部規程に定めるその他の役員

(役員の仕事)

第 6 条 支部長は、支部の事務を統括し、支部を代表する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、あらかじめ指定された副支部長がその職務を代理し、支部長が欠員のときは、その職務を行う。

3 幹事は、支部長の定めるところに従い支部業務に従事する。

4 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 支部の資産及び会計の状況を監査
- (2) 支部長、副支部長及び幹事の業務執行の監査
- (3) 前 2 号に掲げる状況について監査した結果を総会に報告すること。

5 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(役員を選任)

第 7 条 支部役員は、支部所属の正会員の中から支部の総会で選任する。

2 支部は、支部役員候補者につき、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。

(役員任期)

第 8 条 支部役員任期は、就任後の第 2 回目の支部定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員として選任された支部役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 支部役員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(総会)

第9条 総会は、支部会員をもって構成する。

- 2 総会は、定時総会および臨時総会とする。
- 3 総会の定足数は支部会員の2分の1以上の出席、議事は出席支部会員の過半数をもって決する。
- 4 総会に出席できない支部会員は、書面で他の支部会員に表決を委任することができ、委任した者は総会に出席したものとみなす。

(総会の議決事項)

第10条 総会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 事業報告と収支決算報告の承認
- (2) 事業計画と収支予算案の承認
- (3) 役員の選任に関する事
- (4) 支部規程の改廃に関する事
- (5) 幹事会において総会に付議することを相当と認めた事項
- (6) その他総会において審議することを相当と認めた事項

(総会の招集)

第11条 定時総会は、毎事業年度終了後、2月以内に開催し、支部長が招集する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催し、支部長が招集する。
 - (1) 幹事会が必要と認めたとき
 - (2) 支部会員総数の3分の1以上から招集の請求があったとき

(総会の議長)

第12条 総会の議長及び副議長は、その総会において、出席した支部会員の中から選出する。

(総会の議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びに出席者の数を記載し、議長及び出席した支部会員のうちから、議長の指名した者2名が署名押印する。

(幹事会)

第14条 幹事会は、必要に応じて、又は幹事の3分の1以上の者から請求があったとき、支部長が招集し、議長となる。

- 2 幹事会は、第5条(第4号に該当する者を除く。)に規定する役員をもって構成する。
- 3 幹事会はその構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 幹事会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。
- 5 幹事会は次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 事業計画に関する事
 - (2) 臨時会費の徴収に関する事
 - (3) 総会に付議すべき事項
 - (4) その他支部の業務に関する事項

(旅費)

第15条 支部役員および会員が会務のため出張したときは、旅費を支給する。

2 旅費及び旅費支給の方法は、各支部において定める。

(運営経費)

第16条 支部の運営経費は、次に掲げるものをもって充てる。

(1) 交付金

(2) 臨時会費

(3) その他収入

(会計年度)

第17条 支部の会計年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

(名簿)

第18条 支部に会員名簿、後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿を備えるものとする。

(支部運営)

第19条 支部の員数が理事会で定める一定数を充足するまでの間は、当法人本部がその運営を行う。

2 支部は、運営につき必要な場合には、当法人本部の指導に基づき、他の法人等との間で契約を締結し、事務の委託をすることができる。

(報告)

第20条 支部の事業報告及び会計報告については、総会終了後すみやかに、当法人本部に提出する。

附則

1 本規則は、平成22年9月2日から施行する。

2 設置当初の支部役員は、第7条の規定にかかわらず、支部会員予定者の中から、当法人本部の指名によって選任する。

3 設置当初の役員の任期は、第8条の規定に関わらず、支部設置の日における当法人役員現任者の任期と同じとする。

附則

本規則は、平成23年8月17日から施行する。

附則

本規則は、平成24年9月1日から施行する。

附則

本規則は、平成26年2月19日から施行する。

附則

本規則は、平成29年7月20日から施行する。